

公募シンポジウム | 第40回医療情報学連合大会（第21回日本医療情報学会学術大会） | 公募シンポジウム

公募シンポジウム6

歯科医療の変曲点で我々なにをなすべきか

2020年11月21日(土) 14:20 ～ 16:00 C会場 (コンgresセンター4階・41会議室)

[4-C-2-04] オンライン資格確認システム等の導入について

*宇佐美 伸治¹（1. 日本歯科医師会）

*Shinji Usami¹（1. 日本歯科医師会）

キーワード：online qualification confirmation, Medical information sharing, ICT in the medical area

厚生労働省は「データヘルス改革推進本部」において、骨太方針2020と成長戦略フォローアップを踏まえ、データヘルスの集中改革プランとその工程を確認した。

データヘルスの集中改革プランとは、令和4年度中を目処に3つの仕組みについて集中的に実行する計画である。

その内容は、

1. 患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みの拡大
2. 電子処方箋の仕組みの構築
3. 国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みの拡大

とされている。

上記集中改革プランは、令和3年3月より始まるオンライン資格確認システム及びマイナンバーカードの保険証利用等、既存のインフラを最大限活用し実行することとしおり、このことから国はオンライン資格確認システム等の普及を重大な施策と捉えている。

日本歯科医師会は、歯科界ひいては医療界の将来を見据え、令和3年3月のオンライン資格確認のスタート時点において、多くの会員歯科医療機関がオンライン資格確認システムが実施できるよう、システム普及に積極的に協力することとしている。

なお、オンライン資格確認を実施するには、社会保険診療報酬支払基金が開設しているポータルサイトでアカウント登録を行い、Web上で各種申請を行う必要があるが、Web利用に不慣れな会員のため、紙での各種申請を要望し、それを実現した。

さらに、回線事業者が設置しているオンライン資格確認の導入に関する相談窓口や、オンライン資格確認に必要な資格確認端末、回線等とその設置工事がセットのパッケージ商品等について、都道府県歯科医師会を通じて会員に情報提供し、会員がオンライン資格確認をスムーズに導入できるようサポートしている。

しかし、オンライン資格確認システム等の導入においては、未だ現場での不安要素や導入のハードルとなる事象も散見され、引き続き厚生労働省、支払基金等と協議・要望を行っていく。

オンライン資格確認システム等の導入について

宇佐美伸治^{*1}、

^{*1} 日本歯科医師会常務理事

Introduction of online qualification confirmation system etc.

Shinji Usami^{*1}

^{*1} Standing Director, Japan Dental Association

Centering on initiatives like “the Japan Revitalization Strategy,” the national government has set out a policy for “the development of information and communications technologies (ICT) in fields such as medical care” with FY2020 as one of the mileposts, and has been undertaking reviews for the realization of the policy.

Currently, the Japan Dental Association is providing appropriate information and support, looking to the future of the dentistry and then the medical community for the start of the online qualification confirmation system in March 2021, to enable many dental clinics to implement the online qualification confirmation system.

Keywords: online qualification confirmation, Medical information sharing, ICT in the medical area

1. オンライン資格確認システム等の導入について

厚生労働省は「データヘルス改革推進本部」において、骨太方針 2020 と成長戦略フォローアップを踏まえ、データヘルスの集中改革プランとその工程を確認した。

データヘルスの集中改革プランとは、令和 4 年度中を目処に 3 つの仕組みについて集中的に実行する計画である。

その内容は、

1. 患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みの拡大
2. 電子処方箋の仕組みの構築
3. 国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みの拡大

とされている。

上記集中改革プランは、令和 3 年 3 月より始まるオンライン資格確認システム及びマイナンバーカードの保険証利用等、既存のインフラを最大限活用し実行することとしおり、このことから国はオンライン資格確認システム等の普及を重大な施策と捉えている。

日本歯科医師会は、歯科界ひいては医療界の将来を見据え、令和 3 年 3 月からのオンライン資格確認について、多くの会員歯科医療機関が実施できるよう、システム普及に積極的に協力することとしている。

なお、オンライン資格確認を実施するには、社会保険診療報酬支払基金が開設しているポータルサイトでアカウント登録を行い、Web 上で各種申請を行う必要があるが、Web 利用に不慣れな会員のため、紙での各種申請を要望し、それを実現した。

さらに、回線事業者が設置しているオンライン資格確認の導入に関する相談窓口や、オンライン資格確認に必要な資格確認端末、回線等とその設置工事がセットのパッケージ商品等について、都道府県歯科医師会を通じて会員に情報提供し、会員がオンライン資格確認をスムーズに導入できるようサポートしている。

しかし、オンライン資格確認システム等の導入においては、未だ現場での不安要素や導入のハードルとなる事象も散見され、引き続き厚生労働省、支払基金等と協議・要望を行っていく。

2. 医療等分野の ICT 化について

様々な医療分野の ICT 化への対応について、歯科医療機関がその対応を図るべき時に、スムーズに移行できることが重要であり、そのためには、まず、必要情報の共有・周知が必要である。

過渡期においては、積極的に電子化に取り組める地域もあれば、そうでない地域も混在することは否めないことであるが、医療界全体としての ICT 化の動きに対し、歯科医療機関のあるべき方向性を明確にし、先導していくことが日本歯科医師会の責務であると考えている。

3. 参考資料

以下に、厚生労働省保険局が作成しているオンライン資格確認に関する資料と同省がデータヘルス改革推進本部において提出している資料「新たな日常にも対応した データヘルスの集中改革プランについて」を、参考に添付する。

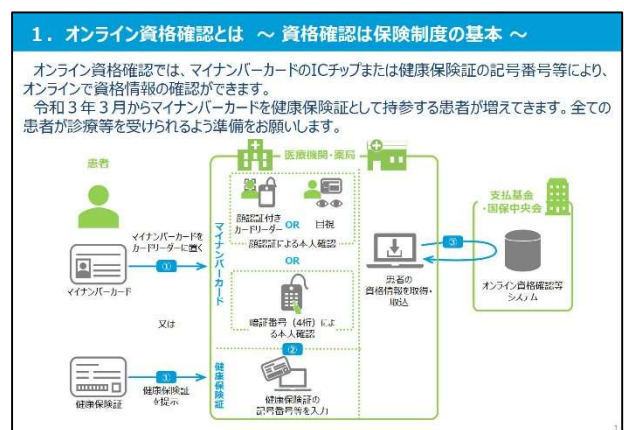


図 1 オンライン資格確認とは
(厚生労働省 保険局 オンライン資格確認導入の手引き)

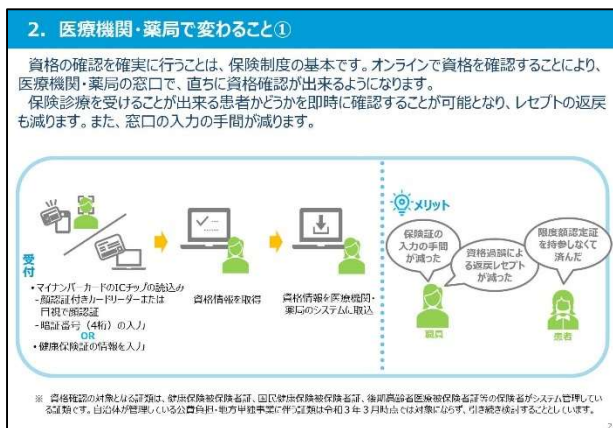


図2 医療機関・薬局で変わる①
(厚労省保険局 オンライン資格確認導入の手引き)

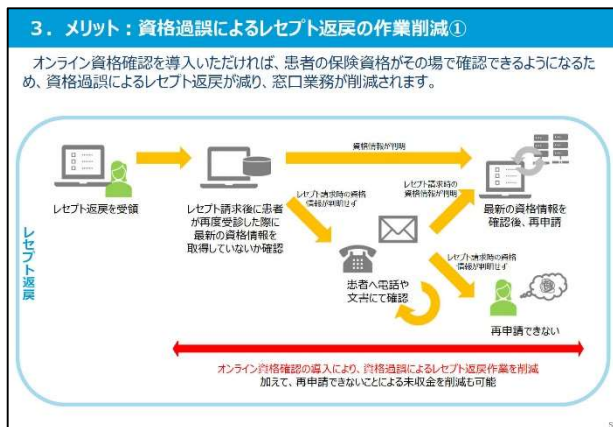


図3 メリット：資格過誤によるレセプト返戻の作業削減
(厚労省保険局 オンライン資格確認導入の手引き)

4. 医療機関・薬局への補助

○ 顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供します。

○ それ以外の費用（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助します。

(補助の対象となる事業)

- ・オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末の購入・導入
- ・レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のソフトウェア・ハードウェアの導入・購入
- ・オンライン資格確認の導入に必要なネットワーク環境の整備、既存のシステム・ネットワークの改修等
- ・オンライン資格確認の導入に必要なシステム・ソフトウェア、電子カルテシステム等の改修等の改修等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の取扱いのための改修を含みます。

	病院	大型チェーン薬局 (のりこえの薬局が月4万回以上の診療)	診療所 薬局 (大型チェーン 薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供	1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用の 補助割合	1台導入する場合 105万円を上限に 補助 ※事業額の210.17万円を 上限に、その1/2を補助	2台導入する場合 100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	3台導入する場合 95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補助

※ 消費税率（10%）も補助対象であり、上記の上限額より、消費税率分を減る費用額です。

図4 医療機関・薬局への補助
(厚労省保険局 オンライン資格確認導入の手引き)



図5 オンライン資格確認の今後
(厚労省保険局 オンライン資格確認導入の手引き)



図6 新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン
(厚労省 新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プランについて)

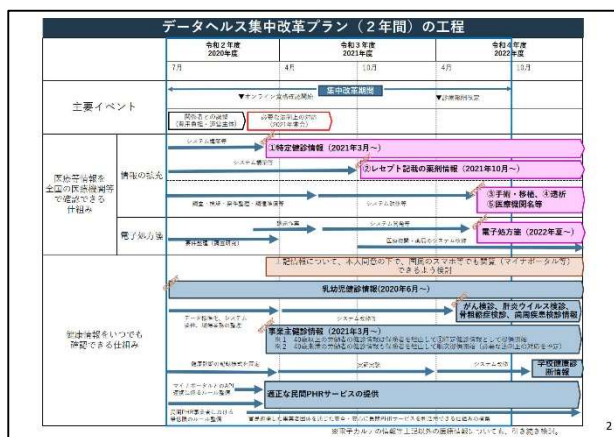


図7 データヘルス集中改革プランの工程
(厚労省 新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プランについて)